



支援充実！ 移住・定住するなら三戸町！！

回 覧

令和6度三戸町移住定住促進事業補助金のお知らせ

(定住者向け増改築・リフォーム助成は、令和4年度で終了しました)

住宅の新築

【移住者の場合】(最大 300 万円)

基本額 町が指定する区域内への新築 150万円
町が指定する区域以外への新築 50万円

さらに 町内建築業者による建築 25万円
中学生以下の子がいる場合 1名あたり 25万円(上限 75万円)
新婚世帯 50万円

【移住者以外】(最大 112.5 万円)

基本額 50万円
さらに 町内建築業者による建築 12.5万円
新婚世帯 50万円

※併用住宅の場合は、店舗・事務所等の用途に供する床面積は除きます。

※事請負契約額1千万円以上の工事が対象となります。

中古住宅購入、増改築・リフォーム

購入価格または、工事費の1/3が対象となります。

【移住者の場合】(最大 100 万円)

基本額 中古住宅の取得又は増改築・リフォーム 75万円
さらに **新婚世帯** 25万円

【移住者以外】(最大 55 万円)

基本額 中古住宅の取得 30万円
さらに **新婚世帯** 25万円

※増改築・リフォームは、三戸町商工会に加盟している町内事業者との請負により施工する場合を対象とします。

※25万円を超える中古住宅の購入または増改築・リフォームが補助対象になります。

□対象にならない工事(例)

門や塀、塗装工事、下水道接続工事など

上記は一例です。まずは申請前にご相談ください。

移住者とは 転入前3年以上他の市区町村の住民基本台帳に登録されている方で、申請時において、転入後3年以内の方とします。

新婚世帯とは 申請時において婚姻日から起算して3年以内の夫婦を含む世帯員2名以上の世帯とします。

対象になる方 (・世帯全員に町税や保険料、負担金などの滞納がない方。
・この補助金以外の補助金や公的支給を受けていない方。(三戸町結婚新生活支援事業は除く。)
・町内会に加入をしている方又はこれから加入する方。
・以前に当該新築住宅取得費助成事業による助成を受けていないこと。)



詳しくはコチラ↑

令和7年3月31日までに所有権移転、工事代金の支払い等が完了することが条件となります。